

災害廃棄物対策指針の改定

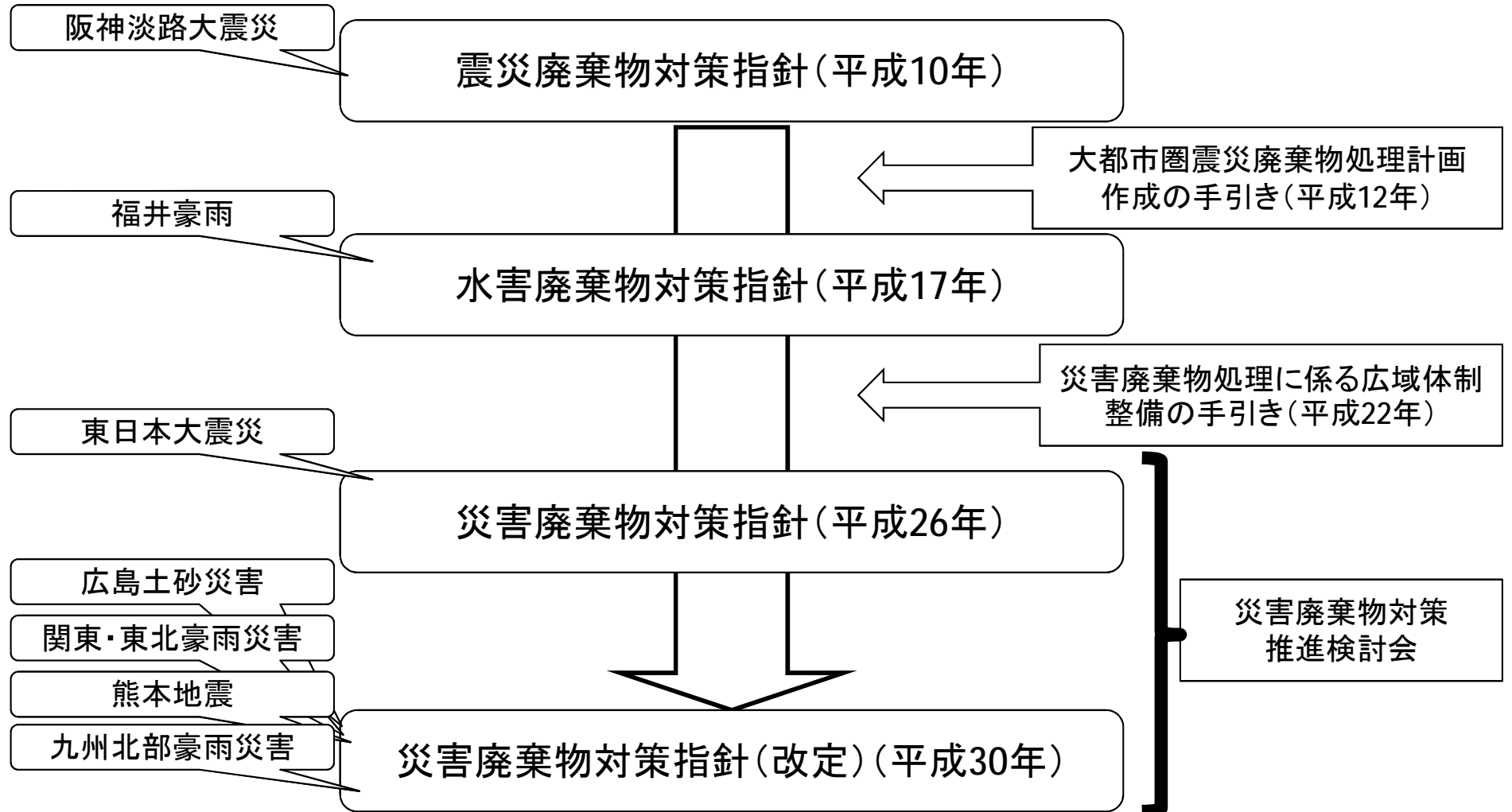
(大阪北部地震における環境省の取組)

平成30年8月24日

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

災害廃棄物対策指針とは

- 災害廃棄物対策指針は、地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定に資するとともに、災害時に発生する廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え、さらに発災直後からの応急対策、復旧・復興対策を地方公共団体が実施する際に参考となる必要事項をとりまとめたもの。
- 平成26年に東日本大震災の教訓を元に、過去の指針等を統合して策定。
- 平成30年に、熊本地震等の近年の災害の知見を元に改定。

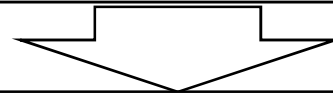


改定案の策定方針

平成28年度

- I 平成28年度災害廃棄物対策推進検討会「地域間協調・指針検討ワーキンググループ」(メンバーは学識経験者や災害廃棄物処理計画策定の経験のある自治体担当者等)において、改定方針を議論
- I 3つの点検の視点から全45項目の点検項目を抽出・整理し、対応方針(記載内容の修正の有無、充実等)を検討

点検の視点	点検項目(全45項目)
① 法改正や環境省などの新しい取組に基づく点検	1. 法改正等に伴う記載内容の点検(3項目)
	2. D.Waste-Netや地域ブロック協議会の発足に伴う記載内容の点検(1項目)
② 災害廃棄物処理の実績や最新の知見を踏まえた点検	1. 近年の災害の課題・教訓を踏まえた記載内容の点検(26項目)
	2. 過年度WG等の検討結果を踏まえた記載内容の点検(4項目)
	3. 自治体処理計画の状況を踏まえた点検(6項目)
③ わかりやすさの向上などの観点からの点検	1. フローや写真・事例等の整理、参考資料の充実(5項目)



平成29年度

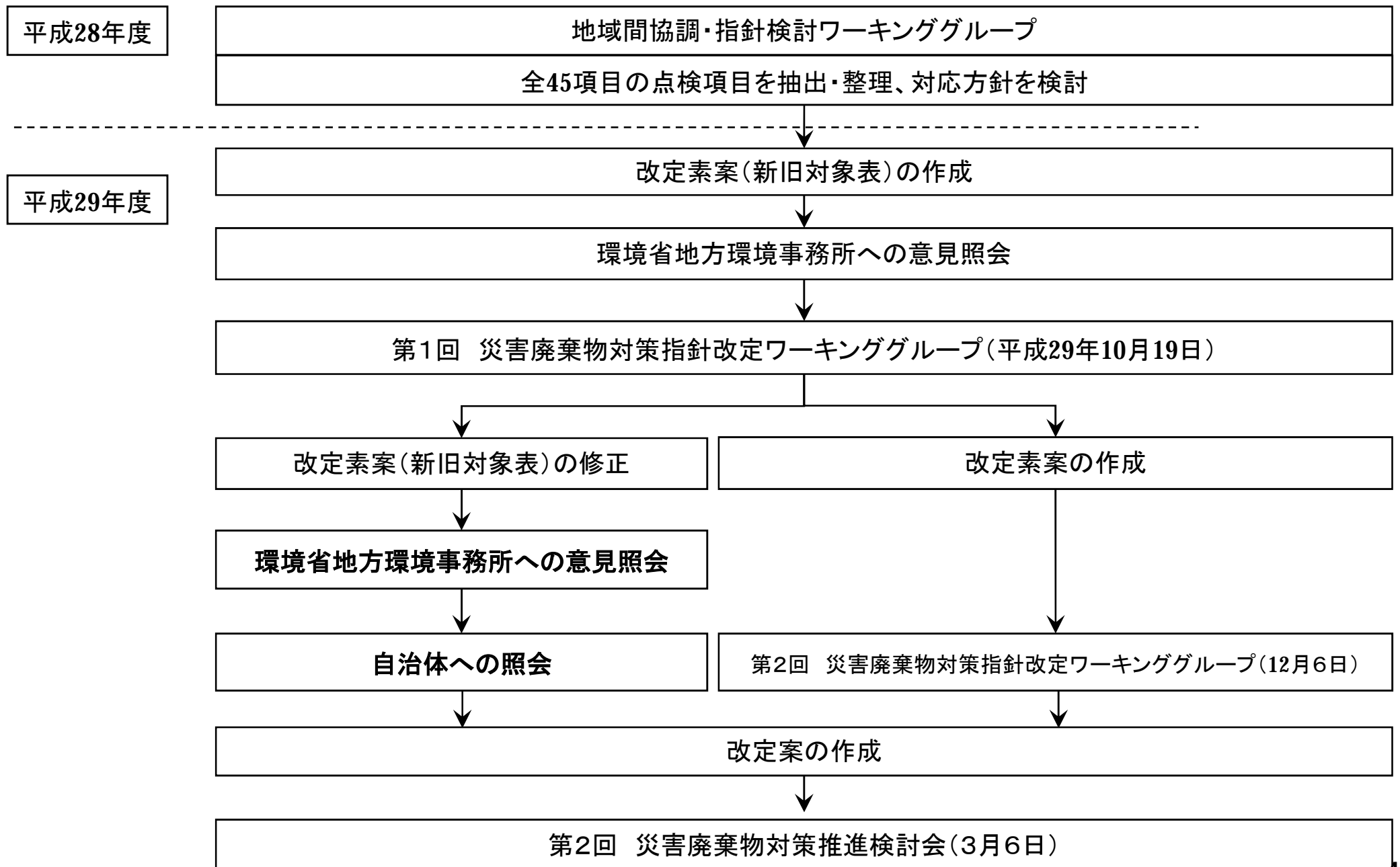
- I D.Waste-Netメンバーである国立環境研究所の研究者を中心として、「災害廃棄物対策指針改定ワーキンググループ」を設置し、平成28年度に検討した対応方針を基本とし、ワーキンググループでの議論や自治体への照会結果(合計で約350個の意見を聴取)を反映して改定案を策定

災害廃棄物対策指針改定ワーキンググループ委員

(※五十音順、★:座長)

氏名	所属
阿部 勝彦	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 客員研究員
宗 清生	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 災害環境マネジメント戦略推進オフィス 高度技能専門員
高田 光康	公益財団法人廃棄物・3R研究財団 研究参与
多島 良★	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 研究員
松本 実	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 客員研究員

災害廃棄物対策指針の改定スケジュール

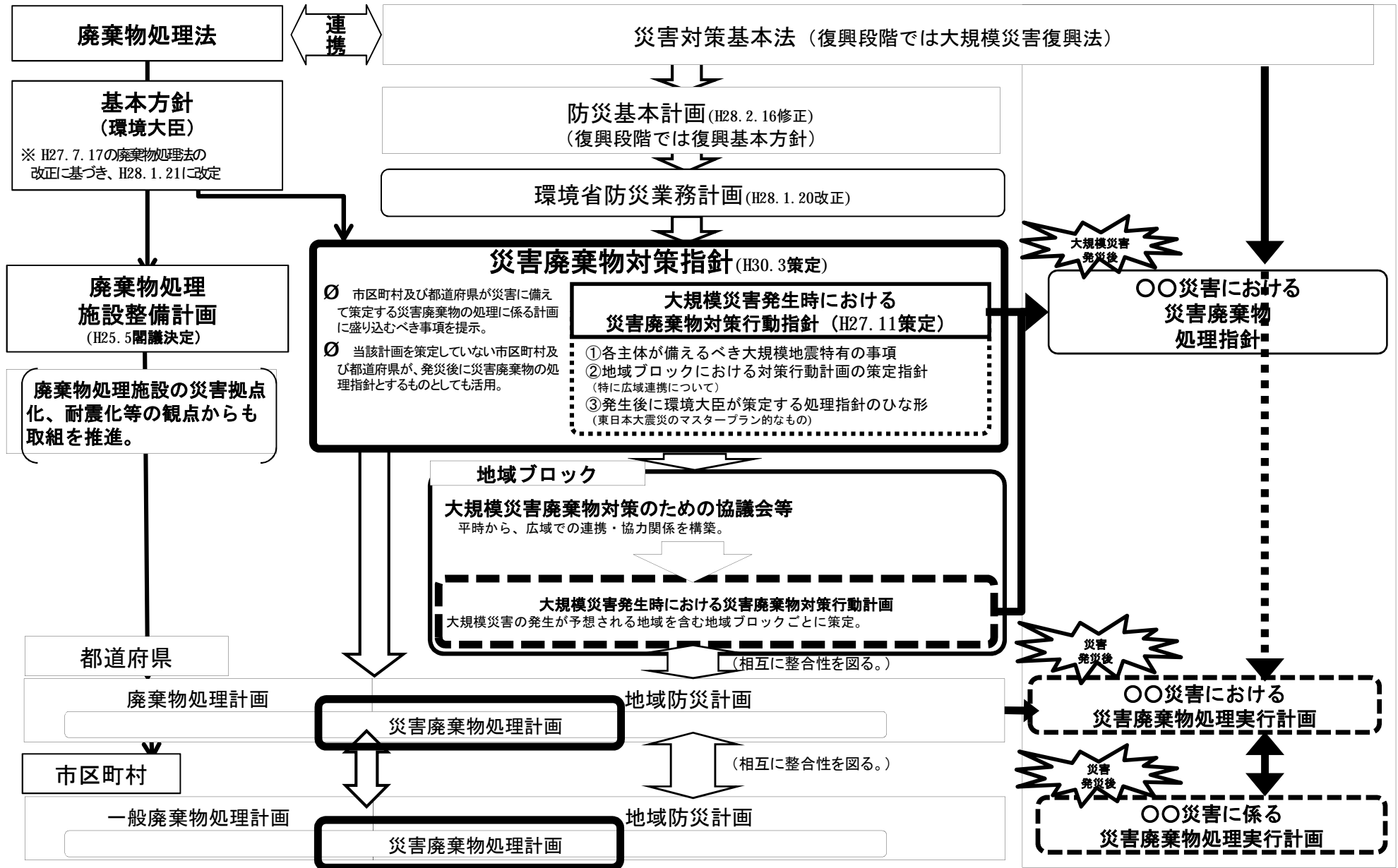


災害廃棄物対策指針の構成の見直し

本編	用語の定義(※追加)		
	第1編 総則(※構成を変更)		
	改定前		改定後
	第1章 背景・目的		第1章 背景・目的
	第2章 指針の構成		第2章 指針の構成
	第3章 基本的事項		第3章 基本的事項
	(1)本指針の位置付け		(1)本指針の位置付け
	(2)対象とする災害		(2)大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針の位置付け
	(3)災害の規模別・種類別の対策		(3)災害廃棄物処理指針の位置付け
	(4)対象とする業務と災害廃棄物		(4)災害廃棄物処理計画、災害廃棄物処理実行計画の位置付け
	(5)処理計画の基本的考え方		(5)対象とする災害
	(6)処理主体		(6)災害の規模別・種類別の対策
	(7)その他留意すべき事項		(7)廃棄物部局の業務
	(8)災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実行計画の位置付け		(8)災害時に発生する廃棄物
(9)発災後における各主体の行動		(9)処理主体	
		(10)発災後における各主体の行動	
第2編 災害廃棄物対策(※構成は変更していない)			
第1章 災害予防(被害抑止・被害軽減)	第2章 災害応急対応	第3章 災害復旧・復興	
資料編	第3編 技術資料		
	第4編 参考資料		

災害廃棄物対策指針の位置づけ

○ 災害廃棄物対策指針とは、廃棄物処理法基本方針及び災害対策基本法に基づく防災基本計画(第34条)並びに環境省防災業務計画(第36条)に基づき、策定。



災害廃棄物処理計画の策定の根拠

○廃棄物処理法第五条の二第一項に基づく、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(環境省告示第七号 平成二十八年一月二十一日)

五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

2 災害廃棄物対策に係る各主体の役割

(1) 市町村の役割

市町村は、生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止の観点ら、
その際、国が策定する廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針及び大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針等を十分踏まえながら、都道府県が策定する災害廃棄物処理計画、災害対策基本法に基づく地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うものとする。

(2) 都道府県の役割

都道府県は、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助及び域内の被害の状況等により
その際、国が定める廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針及び大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針を十分踏まえながら、災害対策基本法に基づいて策定される地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画の策定又は見直し、区域内の市町村の災害廃棄物処理計画の策定への支援を行うものとする。

災害廃棄物対策指針の改定のポイント

1. 近年の法改正を受けた計画や指針の位置づけの変化等への対応

- 廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正に基づく改定
 - ・ 災害廃棄物対策指針等の位置づけを明記
 - ・ 地方公共団体が策定する災害廃棄物処理計画の位置づけを明記
 - ・ 廃棄物処理施設の設置や活用に関する特例措置等の追加
- 地域ブロック協議会やD.Waste-Net等の役割を明記 など

2. 近年発生した災害時の対応を受けた実践的な対応につながる事項の充実

- 平時、災害応急対応期、復旧・復興期、それぞれのステージで必要とされる事項を具体化
 - ・ 災害応急対応期における初動対応で実施すべき事項の具体化(し尿や片付けごみ対策の必要性、住民への周知の重要性等)
 - ・ 災害時に実際に連携した団体(ボランティアを含む)への働きかけの強化
 - ・ 特別対応が必要な廃棄物の取り扱いの充実(太陽光パネルや蓄電池など) など

3. 上記2. を受けた平時の備えの充実

- 自治体における災害廃棄物処理計画の策定の必要性や体制整備の具体化
- 仮置場の確保、運営等に関する考え方の整理
- 人材育成・研修や災害協定の重要性の充実 など

国、都道府県、市区町村(支援/受援)、関係団体などの役割を明確化

災害廃棄物対策指針の主な改定内容①

点検の視点	点検項目		改定の概要	改定案における主な該当箇所
① 法改正や環境省などの新しい取組に基づく点検	1. 法改正等に伴う記載内容の点検	<ul style="list-style-type: none"> ┃ 平成27年8月廃掃法と災対法の改正 ┃ 平成28年2月行動指針の策定 ┃ 平成28年3月廃棄物処理法の基本方針の改正 	<ul style="list-style-type: none"> ┃ <u>市町村及び都道府県による処理計画の策定根拠</u>を記載 ┃ <u>行動指針の位置付け</u>を記載 ┃ <u>処理指針の位置付け</u>を記載 ┃ 各種法令・計画の体系図を修正 	<ul style="list-style-type: none"> ┃ 第1編 第3章 (1)本指針の位置付け ┃ 第1編 第3章 (2)行動指針の位置付け ┃ 第1編 第3章 (3)処理指針の位置付け ┃ 第1編 第3章 基本的事項
			<ul style="list-style-type: none"> ┃ 国の支援として大規模災害発生時における<u>代行処理</u>に係る記載を追記 	<ul style="list-style-type: none"> ┃ 第2編 第2章 2-4 (2)都道府県、国の支援
			<ul style="list-style-type: none"> ┃ <u>廃棄物処理法 第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5の特例</u>について追記 	<ul style="list-style-type: none"> ┃ 第2編 第1章 1-6 (7)仮設処理施設 (15)許認可の取扱い ┃ 第2編 第2章 2-6 (14)許認可の取扱い ┃ 第2編 第3章 3-6 (17)許認可の取扱い
	<ul style="list-style-type: none"> ┃ 平成29年9月ごみ処理基本計画策定指針の改正 ┃ 内閣府などによるBCPの策定要要請や受援体制の構築の検討等 	<ul style="list-style-type: none"> ┃ 用語の定義に「<u>受援</u>」を追記 ┃ 組織体制の検討にあたり<u>受援体制を構築しておくこと</u>を追記 ┃ 各種法令・計画の体系図を修正 	<ul style="list-style-type: none"> ┃ 用語の定義 ┃ 第1編 第3章 基本的事項 ┃ 第2編 第1章 1-1 組織体制・指揮命令系統 ┃ 第2編 第2章 災害応急対応 	
2. D.Waste-Netや地域ブロック協議会の発足に伴う記載内容の点検	<ul style="list-style-type: none"> ┃ D.Waste-Netの発足 ┃ 地域ブロック協議会の発足 	<ul style="list-style-type: none"> ┃ <u>平時におけるD.Waste-Netの運営や災害時における派遣等</u>、国の支援について追記 	<ul style="list-style-type: none"> ┃ 第2編 第1章 1-3 (2)都道府県、国の支援 ┃ 第2編 第1章 1-3 (4)民間事業者との連携 ┃ 第2編 第1章 1-4 職員への教育訓練 ┃ 第2編 第2章 2-4 (2)都道府県、国の支援 	
		<ul style="list-style-type: none"> ┃ <u>平時における地域ブロック協議会の開催及び行動計画の策定、災害時における都道府県と連携した広域的な連携体制</u>について追記 	<ul style="list-style-type: none"> ┃ 第1編 第3章 (2)行動指針の位置付け ┃ 第2編 第1章 1-3 (2)都道府県、国の支援 ┃ 第2編 第1章 1-4 職員への教育訓練 ┃ 第2編 第2章 2-4 (2)都道府県、国の支援 ┃ 第2編 第3章 3-4 (2)都道府県、国の支援 	

災害廃棄物対策指針の主な改定内容②

点検の視点	点検項目	改定の概要	改定案における主な該当箇所	
②災害廃棄物処理の実績や最新の知見を踏まえた点検	1. 近年の災害の課題・教訓を踏まえた記載内容の点検	<ul style="list-style-type: none"> 初動対応に係る記載内容の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 発災後における各主体の行動フローを充実 片付けごみへの対応(分別排出とその周知徹底、集積所としてごみステーションの活用を避けること等)を追記 	<ul style="list-style-type: none"> 第1編 第3章 (10)発災後における各主体の行動 第1編 第3章 (8)災害時に発生する廃棄物 第2編 第2章 2-6 (5)収集運搬 第2編 第2章 2-6 (6)仮置場
		<ul style="list-style-type: none"> 仮置場の確保や管理・運営に関する記述の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー設備への対応や石綿の取扱い(災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改定版))など、記載内容を充実 	<ul style="list-style-type: none"> 第2編 第2章 2-6 (6)仮置場 第2編 第2章 2-6 (7)環境対策、モニタリング、火災対策 第2編 第2章 2-6 (8)損壊家屋等の撤去 第2編 第2章 2-6 (9)選別・処理・再資源化
		<ul style="list-style-type: none"> ボランティアとの連携に関する記載の追記 	<ul style="list-style-type: none"> 被災家屋の片付け等に関わるボランティアに対する周知徹底(排出方法や分別区分、健康への配慮)など、記載内容を充実 	<ul style="list-style-type: none"> 第2編 第1章 1-3 (5)社会福祉協議会、ボランティアとの連携 第2編 第2章 2-4 (5)社会福祉協議会、ボランティアとの連携
	2. 過年度WG等の検討結果を踏まえた記載内容の点検	<ul style="list-style-type: none"> 平成26~27年度WG報告書、各自治体で作成した記録誌の紹介 	<ul style="list-style-type: none"> 災害を受けた自治体は処理の記録を整理し評価を行い、必要に応じて処理計画の見直しを行うこと、記録誌を作成することを追記 技術資料の追加 	<ul style="list-style-type: none"> 第1編 第3章 (4)災害廃棄物処理計画、災害廃棄物処理実行計画の位置付け 技術資料
	3. 自治体処理計画の状況を踏まえた点検	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県・市町村の役割の明確化等に係る記載内容を充実 	<ul style="list-style-type: none"> 処理主体の明確化 都道府県や国の支援(プッシュ型支援等)の記載内容の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 第1編 第3章 (9)処理主体(損壊家屋等の手居) 第2編 第1章 1-3 (2)都道府県、国の支援 第2編 第2章 2-4 (2)都道府県、国の支援 第2編 第3章 3-4 (2)都道府県、国の支援 都道府県の支援の記載内容の充実

災害廃棄物対策指針の主な改定内容③

点検の視点	点検項目	改定の概要	改定案における主な該当箇所
③わかりやすさの向上などの観点からの点検	Ⅰ 国庫補助との関係から見た点検	Ⅰ <u>損壊家屋等の撤去</u> (必要に応じて解体)の <u>災害等廃棄物処理事業補助金の適用</u> に係る記載を追記	Ⅰ 第1編 第3章(8)災害時に発生する廃棄物 Ⅰ 第1編 第3章(9)処理主体
	Ⅰ 災害廃棄物情報プラットフォーム(国立環境研究所)等の参考となる情報の追記	Ⅰ <u>災害廃棄物情報プラットフォーム</u> における「 <u>災害廃棄物に関する研修ガイドブック</u> 」について追記	Ⅰ 第2編 第1章 1-4 職員への教育訓練 Ⅰ 技術資料
	Ⅰ フローや写真、事例等の整理	Ⅰ 技術資料、参考資料の充実	Ⅰ 技術資料、参考資料

【廃棄物部局の業務】

廃棄物部局の業務は、平時から実施している一般廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分、再資源化だけでなく、「災害廃棄物の仮置場の管理」から「災害廃棄物の処理」や「災害廃棄物による二次災害の防止」等も含む。

○平時の業務

ア. 災害廃棄物処理計画の策定と見直し

イ. 災害廃棄物対策に関する支援協定の締結(災害支援全体に対する協定に災害廃棄物対策の内容を位置付けることを含む)や法令に基づく事前手続き

ウ. 人材育成(研修、訓練等)

エ. 一般廃棄物処理施設の耐震化や災害時に備えた施設整備

オ. 仮置場候補地の確保

○災害時の業務（参考：本章（10）発災後における各主体の行動）

a. 散乱廃棄物や損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)

b. 災害廃棄物の収集・運搬、分別

c. 仮置場の設置・運営・管理

d. 中間処理(破碎、焼却等)

e. 最終処分

f. 再資源化(リサイクルを含む)、再資源化物の利用先の確保

g. 二次災害(強風による災害廃棄物及び粉じんの飛散、ハエなどの害虫の発生、蓄熱による火災、感染症の発生、余震による建物の倒壊、損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)に伴う石綿の飛散など)の防止

h. 進捗管理

i. 広報、住民対応等

j. 上記業務のマネジメント及びその他廃棄物処理に係る事務等

【災害時に発生する廃棄物⇒分別の種類】

災害によって使えなくなったごみ(災害廃棄物)は、
12種類に分別してください。

可燃系混合物



衣類、紙、段ボール、
木製家具など
ごみなどは
入れないでください。
家具のガラスは
分別してください。

プラスチック製品



プラスチック製品、
衣類ケース、おもちゃ箱、
歯ブラシ、歯ブラシなど



ビニール製品、
収納袋、プラスチック、
ビニール袋など

ガラス、陶器類



ガラス、陶器類など
ジュース、酒などの液体、
生ものなどの中身は
あらかじめ
捨ててください。

コンクリート系混合物



コンクリートブロックや
家屋の基礎など
瓦類は入れないで
ください。

金属系混合物



自転車、スチール製
の棚、台所用品など
スプレー缶は
入れないでください。

家電4品目



テレビ、冷蔵庫、洗濯機、
エアコン
冷蔵庫内の物は
出してください。

その他家電・小型家電



CDプレーヤー、
炊飯器、ゲーム機、
ファンヒーター、
石油ストーブなど
ファンヒーター、石油ストーブの中の
灯油は抜いてください。電池は外してください。

布団、畳など、カーペット



布団などの寝具類、
畳、カーペットなど

瓦類・石膏ボード



瓦屋根や壁などに使用
したスレート材など
保管運搬に
注意してください。

大型木質系ごみ



ベニア材、角材、
柱材など
大きな木などは、
1m以内に
切断してください。

太陽光パネル・蓄電池



太陽光パネル、
蓄電池など
感電に注意し、
速やかに自治体に
連絡をしてください。

危険物・処理困難物など



ベンゼン、シンナー類、
塗料、接着剤、
油類、
ガソリンなど
家庭内で
使用していた灯油、
ガソリンなど
洗剤、漂白剤、
ガスボンベ、
スプレー缶など
蛍光灯、LED灯、PCB使用機器など

※収集場のスペースや自治体の分別方法によって異なります。ごみ(災害廃棄物)の出し方につきましては、各自治体の指示に従ってください。

【災害廃棄物の仮置場の設置及び運用方針】

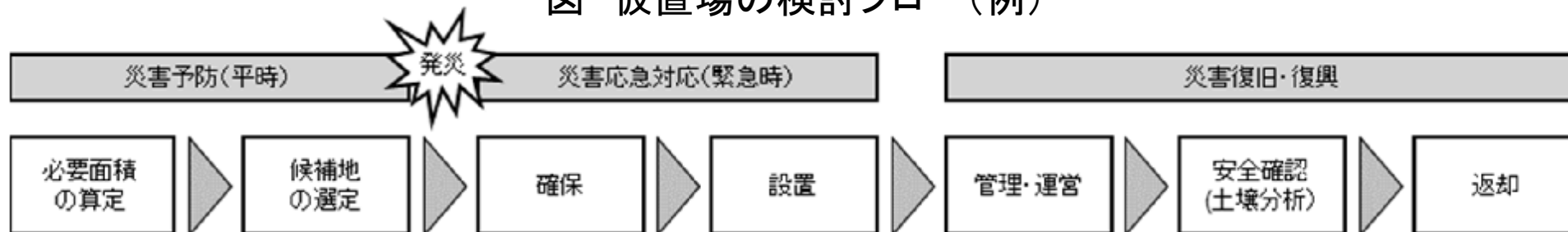
第2編第1章 平時の備え

- 地方公共団体は、仮置場の候補地を平時に設定するが、設定するに当たっては仮置場の利用方法についても検討しておく。

表 仮置場の利用方法(例)

用途	説明
一時的な仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・道路障害物等の緊急的な除去が必要となる災害廃棄物の一時的な仮置き ・住民が自ら持込む仮置き
破砕作業用地等	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設破砕機等の設置及び処理作業(分別・選別等)を行うための用地
保管用地	<ul style="list-style-type: none"> ・中間処理施設の能力以上に搬入される災害廃棄物の保管 ・最終処分場の処理又は輸送能力等とバランスせずに堆積するものの保管 ・コンクリートがらや津波堆積物等の復興資材を利用先まで搬出するまでの一時的な保管 ・焼却灰や有害廃棄物等の一時的な保管(危険物も含む) ・需要とバランスせずに滞留する再資源化物の保管(但し、再資源化物のみを仮保管している場所は含まない)

図 仮置場の検討フロー(例)



【周辺の地方公共団体との連携・協力事項や受援体制等】

第2編第1章 平時の備え

★ 受援体制の構築

- 災害の規模、建物や処理施設等の被災状況、職員の被災状況などによっては人的・物的支援を必要とする場合があることから、地方公共団体は受援について予め検討、整理しておく必要がある。なお、支援終了後の庁内組織体制への移行にも配慮する必要がある。
- 被災地方公共団体は、収集運搬体制を構築する。体制構築に当たっては平時に検討した内容を参考とし、被害状況に応じて見直しを行う。必要に応じて他の地方公共団体等へ協力要請を行う。



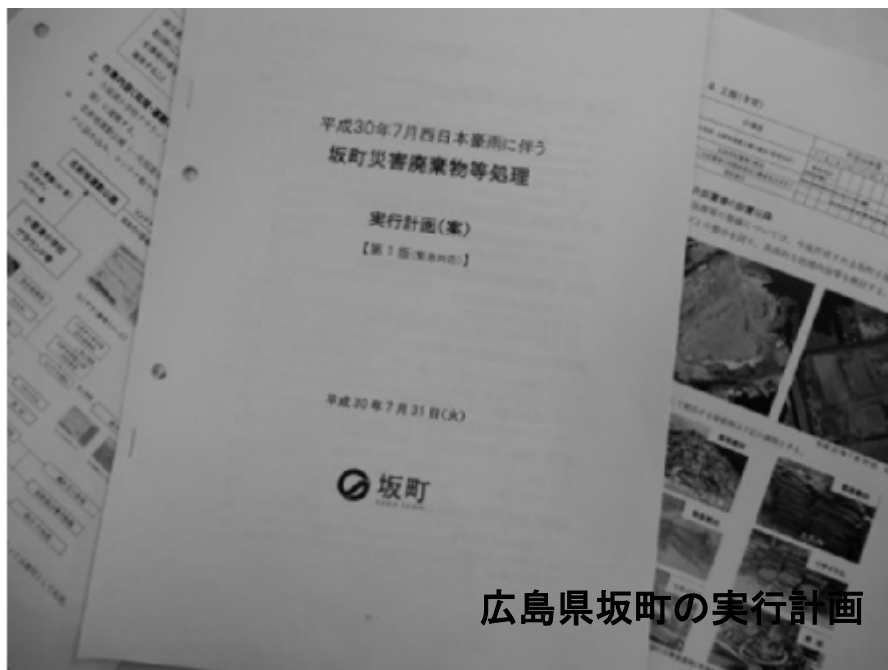
他都市からの収集運搬支援

【周辺の地方公共団体との連携・協力事項や受援体制等】

第2編第3章 災害復旧・復興等

★ 事務委託

- 被災市区町村は被害の規模等により、**実行計画の策定及び災害廃棄物の処理作業の実施が事務能力上困難であると判断した場合は、被災都道府県へ支援(事務委託を含む)を要請する。** ➡ 地方自治法252条14



広島県坂町の実行計画



二次仮置場選別施設

【周辺の地方公共団体との連携・協力事項や受援体制等】

受援を行う際に必要な事項

図 受援を行う際に必要な事項のイメージ

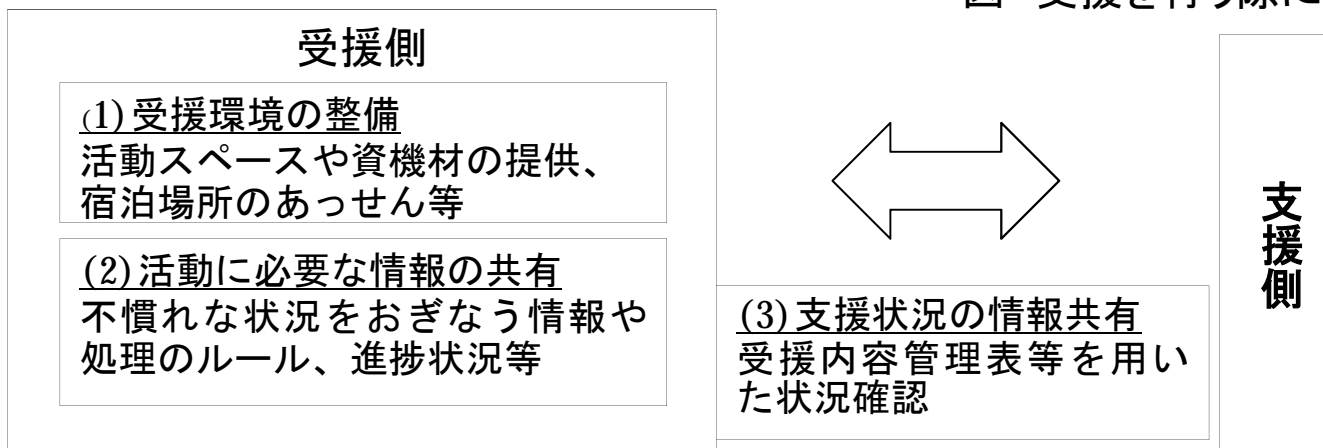


表 人材の受け入れにあたり配慮すべき事項の例

項目	環境設備の内容
スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援側の現地本部として執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する ● 可能な範囲で、支援側の駐車スペース(パッカー車などの作業用車両用等)を確保する
資機材等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する
執務環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する
宿泊場所に関するあっせん等	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援職員の宿泊場所の確保については、支援側での対応を要請することを基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じてあっせんする ● 被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎、焼却施設等の会議室や休憩室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する

【民間事業者等との連携・協力のあり方】

第2編第1章 平時の備え

- 市区町村等は、建設事業者団体、一般廃棄物事業者団体や産業廃棄物事業者団体等と災害支援協定を締結することを検討する。

- ！ 協定に価格に関する記述があるかどうか確認が必要
- ！ 査定では価格の妥当性が問われる。

第2編第2章 災害応急対応

- 被災地方公共団体は災害支援協定に基づき整理した事業者リストを活用して協力・支援要請を行い、災害廃棄物の収集運搬・処理体制を構築する。

第2編第3章 災害復旧・復興等

- 被災地方公共団体は、民間事業者等の協力を得て災害廃棄物の撤去や損壊家屋の撤去(必要に応じて解体)、災害廃棄物の処理・処分を行うため、災害廃棄物処理事業を発注する。

【ボランティアとの連携に関する記載の追記】

- 被災家屋の片づけ等にボランティアが関わることで想定されるため、被災市区町村はごみ出し方法や分別区分、健康への配慮等に係る情報についてボランティアに対する周知・広報を行う。被災市区町村の廃棄物部局は、社会福祉協議会や広報部局と連携し、ボランティアへの周知の徹底と、広報車やホームページ、テレビ等を活用する等、効果的に広報を行う。

ボランティアの皆さんへ

事例

片付けごみ(災害廃棄物)の仮置場への搬入方法について



ボランティアとの打合せ

1 仮置場での分別について

- u 分類別に分けて、所定の場所に奥から置いてください。
- u 畳やマットレスなど重ねられるものは、搬出しやすいよう、きれいに重ねてください。
- u 可燃物(毎週火、金に出せるもの)については、地域のいつもの場所に袋に入れて出してください。

2 片付けごみの搬出方法

- u 被災家屋から排出されるさまざまなごみは出来るだけ分別をして、仮置場への搬入ができるようお願いいたします。
- u 小物類を搬出される場合は、可燃物(紙・段ボール類、木くず、繊維類など)、割れたガラス・陶器類、金属類などに分別し、何が入っているか分かるようにして、仮置場で分別しやすいように排出してください。
- u 冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出して、冷蔵庫だけを仮置場に持ち込んでください。
- u 生ごみ(腐敗するもの)は、通常の可燃物(毎週火、金)として、地域のいつもの場所に袋に入れて出してください。

東峰村住民税務課

大阪府北部を震源とする地震での片づけごみの対応について（平成30年7月6日事務連絡）

近畿地方環境事務所
廃棄物・リサイクル対策課

被災家屋からの片づけごみの排出は、ボランティアの手によって行われている場合も多く、その回収には、市の収集運搬部門との連携が必要になってきます。ボランティアの方々は、大阪府下の他自治体や他府県から来ていただいているケースも多いため、被災市において片づけごみの臨時収集や災害ごみのごみ出しルールを知らない場合があります、改善が必要となっています。このため、大阪府の被災市においては、次の事項について、ご留意をお願いします。

- ボランティア向けの周知の必要性があることから、これまでのHP、新聞等による周知に加え、臨時収集を含む現在のごみ出しルールや問い合わせ先を記載したペーパーを作成し、配布することを検討してください。
- 社会福祉協議会へのニーズのうち、片づけごみに関するものについては、社会福祉協議会から随時情報を市に伝えていただけよう要請してください。
- 市は、その情報に基づいた収集計画を立て、効率的な収集運搬を実施するよう検討をお願いします。
- まずは、各市と社会福祉協議会で緊密に連携して対応していただくが、その上で各市の収集運搬車両では収集することが困難となる事態が発生しうる場合には、大阪府を通じて収集運搬車両の現地派遣等の支援要請を行ってください。

近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画 (H29.7) の概要

1. 行動計画の目的

○府県域を越えた広域的な連携が必要と想定される大規模災害時に廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を実現するため、平常時・大規模災害時に、各主体が取り組むべき具体的・標準的な手順を示すもの

○近畿ブロック協議会構成員の合意に基づき策定する計画

表 近畿ブロック協議会の主な役割

平常時	<p>○国、府県、市町村、関西広域連合、全国規模の廃棄物関連団体等の近畿支部、近畿ブロックの民間事業者（廃棄物処理事業者、建設事業者、製造事業者、再資源化事業者等）等とのネットワークの確保、連携の強化</p> <p>○近畿ブロックにおける大規模災害に伴う廃棄物の広域的な処理に係る行動計画の策定、更新及び普及</p> <p>○関係者のスキル向上や関係者間の連携強化を目的とした、D. Waste-Net等を活用したセミナーや合同訓練の継続的な実施</p> <p>○災害廃棄物対策に係る法制度等の国の動向のほか、仮置場、中間処理施設、再資源化施設、災害時処理困難物の処理技術等に係る情報の関係者間での共有</p>
災害時	<p>○近畿ブロック内の地方公共団体における被災状況の集約・共有</p> <p>○近畿ブロック協議会構成員やその他の近畿ブロック内の地方公共団体、関西広域連合等と連携を図りつつ、行動計画等を踏まえた広域的な災害廃棄物処理の推進</p>

2. 近畿ブロックで想定される大規模災害

○南海トラフ巨大地震 ○直下型地震 ○大規模風水害

3. 平常時の大規模災害への備え

○災害廃棄物対策指針、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針等に基づき、市町村、府県、国、民間団体等が行うべきことを整理

- ①連携の強化・情報の共有
→受援及び応援に係る連携の強化、関係者間の情報の共有
- ②研修等による意識の向上
→研修の実施（講義、演習、訓練等）、住民への広報
- ③廃棄物処理に係る施設・資機材等の整備
- ④災害廃棄物処理計画等の策定

○市町村、府県は受援に加え、応援の立場での備えも実施

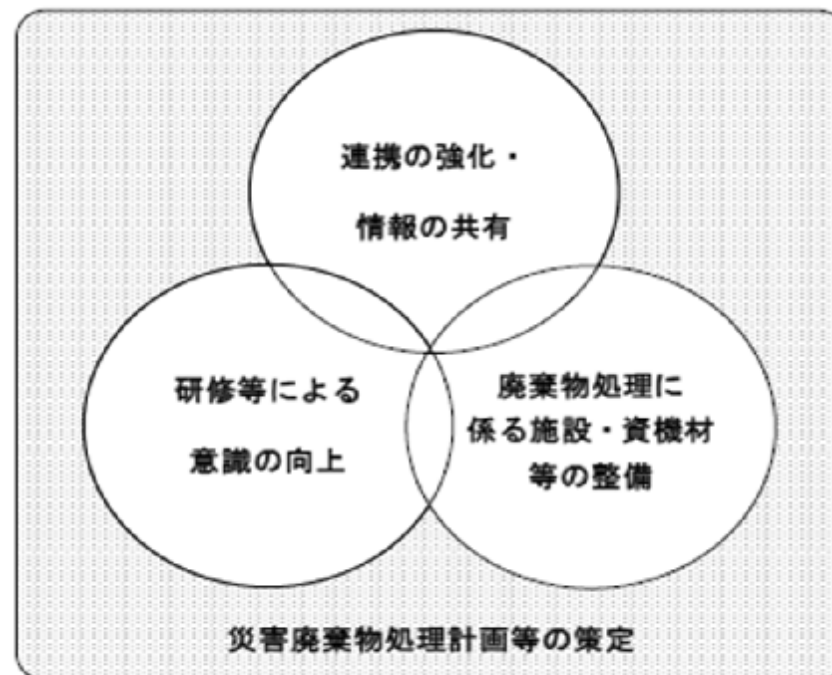


図 平常時の大規模災害への備えに係る全体像

4. 大規模災害時の対応

- ①災害廃棄物処理体制の確立
- ⇒②緊急性の高い災害廃棄物等の処理
- ⇒③本格的な災害廃棄物の処理

の段階毎に、被災市町村、被災府県、応援府県(市町村)、国(本省・出先機関)、民間団体の役割を時系列で整理

- 関西広域連合による取組実績や各種協定等を踏まえ、同連合とも連携しつつ体制を構築

- プッシュ型の応援活動がありうることも念頭

表 大規模災害廃棄物の処理に関する標準的な手順（一部）

項目	実施主体	実施内容	実施時期	実施場所	実施回数	実施状況
1	災害廃棄物処理体制の確立	災害廃棄物処理体制の確立	災害発生時	被災市町村	1回	完了
2	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
3	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
4	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
5	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
6	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
7	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
8	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
9	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
10	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
11	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
12	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
13	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
14	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
15	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
16	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
17	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
18	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
19	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
20	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
21	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
22	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
23	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
24	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
25	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
26	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
27	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
28	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
29	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
30	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
31	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
32	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
33	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
34	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
35	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
36	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
37	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
38	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
39	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
40	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
41	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
42	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
43	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
44	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
45	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
46	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
47	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
48	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
49	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了
50	被災市町村の被災状況の把握	被災市町村の被災状況の把握	災害発生時	被災市町村	1回	完了

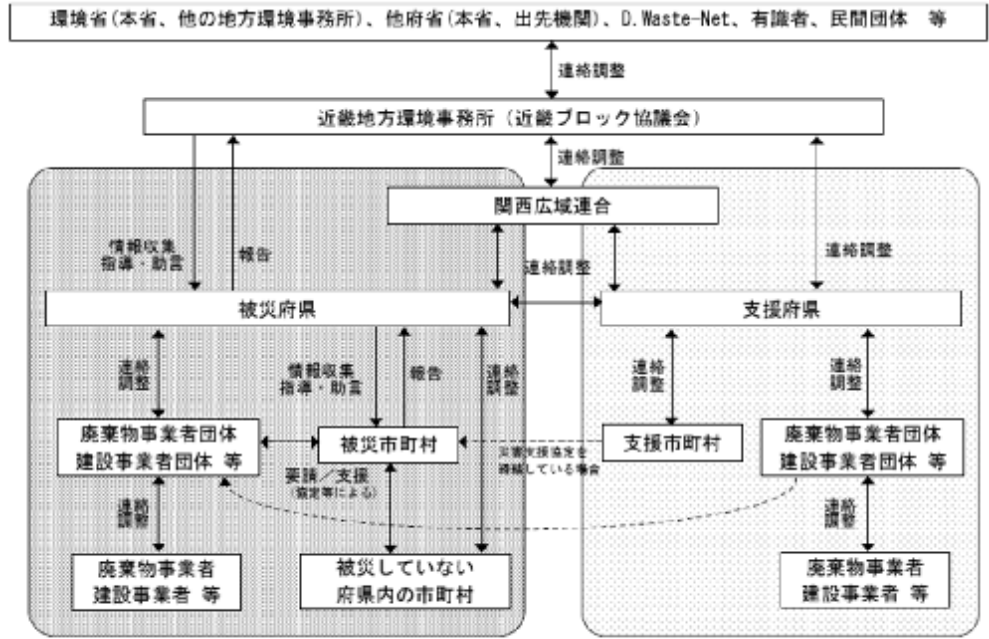


図 近畿ブロックにおける大規模災害時の廃棄物処理体制の例

5. 行動計画の見直し

- 構成員は、災害廃棄物に係る各種の規制、検討会、計画、研修及び災害時の実経験等に留意しつつ、PDCAの実践を通じて定期的に行動計画の点検・見直しを実施

- (参考) 今後の検討課題例
- 近畿ブロックの特性を踏まえた大規模災害のケーススタディー
 - 大規模風水害による災害廃棄物発生量等の推計
 - 近畿ブロックと他の地域ブロック間における具体的な受援/応援の方法
 - D.Waste-Netへの具体的な要請事項
 - 住民に対する効果的な啓発・広報の方法
 - 大規模災害時の廃棄物処理における、関係者の役割の明確化・具体化
 - 図上訓練等を通じた、標準的な大規模災害廃棄物の処理の手順の精査
 - 参考資料の充実(協定、報告様式、処理施設・仮置場に係る情報等)

災害廃棄物対策指針（改定版）における技術資料の改定

○災害廃棄物対策指針(改定版)における技術資料については、平成30年度以降も引き続き改定作業中。

○災害廃棄物対策指針(平成26年3月策定版)の技術資料については、環境省HPにて公開中。

URL: (<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/guideline/toc/index.html>)

平成30年大阪北部地震における災害廃棄物等に係る環境省の取組

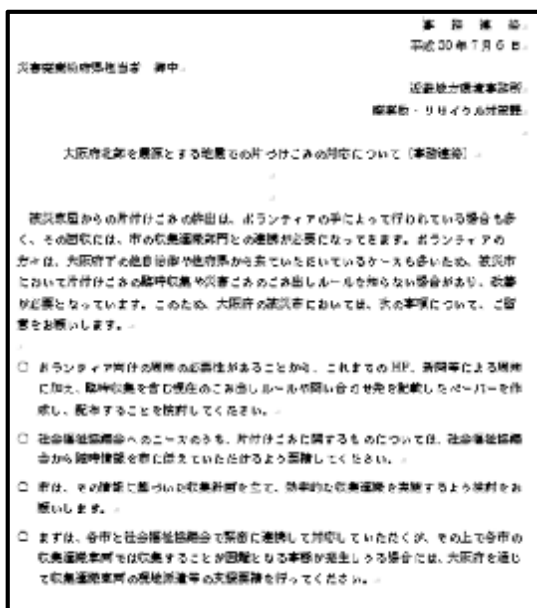
■事務連絡等の発出（本省）

○6月18日に、災害廃棄物処理に関して以下の旨の事務連絡を発出。

- ・災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用
- ・災害廃棄物の処理に係る仮置場の確保と災害廃棄物の分別の徹底
- ・災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策
- ・被災した太陽光発電設備の保管等について
- ・被災したパソコンの処理について
- ・被災した家電リサイクル法対象品目の処理について
- ・廃石綿、感染性廃棄物やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物について

■事務連絡等の発出（近畿地方環境事務・大阪府）

- ・大阪府北部を震源とする地震での片づけごみの対応について（7月6日）
- ・地震により一部損壊した住家等の修繕工事等に伴い生ずる廃棄物の適正な処理に関する広報について（7月17日）⇒後、補足をメールで通知（8月3日）
- ・被災家屋等から発生した災害廃棄物の運搬・処分等に伴う費用の助成について（情報提供）（8月22日）



茨木市内にある浄教寺の山門

平成30年大阪北部地震における災害廃棄物等に係る環境省の取組

■現地調査等の実施

○6月19日、20日、21日に、本省・近畿地方環境事務所職員及びD.Waste-Netの専門家(国立環境研究所)を大阪府下の6市(茨木市、吹田市、枚方市、寝屋川市、高槻市、箕面市)へ派遣し(大阪府職員同行)、災害廃棄物の発生状況等を確認。

○6月20日に、高槻市にある自治会開設仮置場の状況確認調査(唐崎あさがお児童遊園)

○7月5日に、摂津市及び吹田市の業務課(収集運搬部門)と社会福祉協議会(災害ボランティア)の両者とボランティアの家屋での片づけ作業と自治体の収集運搬とを効率的に連動させるため、現状認識を行ったうえで課題認識を行った。

大阪府北部地震における災害廃棄物等に係る打合せ会議



- 1 平成30年度7月12日(木)午後1時15分～
- 2 近畿地方環境事務所大会議室
- 3 合計27人
吹田市、高槻市、豊中市、摂津市、枚方市、茨木市、守口市、箕面市、交野市、
(大阪府2人、近畿地方環境事務所3人)
- 4 打ち合わせ会議の内容
 - ①ボランティアの片づけごみの対応について
 - ②瓦・ブロック等の処理について
 - ③重量物の収集運搬について(ブロック、灯籠など)
 - ④二次災害の考え方
 - ⑤仮置場の運営(市民によるごみ降し) など

■技術的助言

○現地調査に併せて、6市との意見交換を行い、廃棄物の収集運搬、被災家屋における雨漏り対策、災害廃棄物関係補助金等の留意点等について助言。

○7月12日に「災害等廃棄物処理事業費補助金に関する説明会の開催」「平成30年大阪府北部地震における災害廃棄物等に係る打合せ会議」を開催した。